

長野県上田建設事務所告示第6号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成26年12月18日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成26年12月4日

長野県上田建設事務所長 河西明彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 東部望月線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
東御市下之城字十郎284番の2地先から 東御市下之城字京免1514番の9地先まで	旧	5.2~37.3 <sup>m</sup>	1.2737 <sup>km</sup>
		11.0~37.3	1.3307
同 上	新	11.0~24.0	1.3307

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第3号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成26年12月18日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成26年12月4日

長野県飯田建設事務所長 山岸 勸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 152号
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯田市上村262番の1地先から 飯田市上村390番の3地先まで	旧	3.6~21.8 <sup>m</sup>	0.8144 <sup>km</sup>
		9.7~51.8	1.1179
同 上	新	9.7~51.8	1.1179

道路管理課

長野県安曇野建設事務所告示第3号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

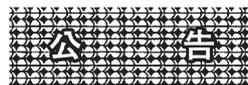
その関係図面は、告示の日から平成26年12月18日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県安曇野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成26年12月4日

長野県安曇野建設事務所長 下里 巖

- 1 路線名 梓橋田沢停車場線
- 2 供用を開始する区間  
安曇野市豊科469番の9地先から  
安曇野市豊科500番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成26年12月5日

道路管理課



公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年12月4日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日  
平成26年11月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人美しい村小川・絆のネットワーク
- 3 代表者の氏名  
村越 光憲
- 4 主たる事務所の所在地  
上水内郡小川村大字小根山7581番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、小川村に暮らす人々及び小川村に関心を寄せる人々に対して、村の自然資源や文化・伝統の発掘と継続、新たな産業の育成、都市-山村交流に関する事業を行い、小川村のむらづくりと発展に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成26年12月4日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ツルヤ飯山店  
飯山市飯山都市計画事業 新幹線飯山駅周辺土地区画整理事業4街区1・2画地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社ツルヤ

小諸市御幸町2-1-20

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

株式会社ツルヤ

小諸市御幸町2-1-20

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成27年6月30日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,416平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数 124台

(2) 駐輪場の収容台数 30台

(3) 荷さばき施設の面積 253平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量 113立方メートル

(注) 各施設の位置は、届出書に添付された図面のとおり

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社ツルヤ	午前9時 年間5日以内 午前8時	午後8時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

時間帯
午前8時30分～午後8時30分 年間5日以内 午前7時30分～午後8時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

入口 2か所 出口 2か所 合計 4か所

(注) 位置は届出書に添付された図面のとおり

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

時間帯
午前6時から午後9時まで

8 届出年月日

平成26年11月20日

9 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県北信地方事務所商工観光課

10 縦覧の期間

平成26年12月4日から平成27年4月6日まで

11 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

12 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県北信地方事務所商工観光課

産業政策課サービス産業振興室

公告

水道法(昭和32年法律第177号)第16条の2第1項の規定により、指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しました。

平成26年12月4日

長野県公営企業管理者 小林利弘

名称	所在地	指定年月日
(株)イースマイル	大阪府大阪市浪速区敷津東3丁目7番10号	平成26年11月26日

企業局